

北名古屋市告示第 109 号

北名古屋市鉄道周辺まちづくり構想策定委員会設置要綱をここに定める。

平成 24 年 3 月 28 日

北名古屋市長 長 瀬 保

北名古屋市鉄道周辺まちづくり構想策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 北名古屋市の鉄道周辺地域について、多角的・総合的な視点から、現況の問題点を整理し、まちの将来目標を設定するとともに、基本構想等を策定するため、北名古屋市鉄道周辺まちづくり構想策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 北名古屋市の鉄道周辺地域における基本構想等の策定に関すること。
- (2) その他前号に関連し必要と認められること。

(組織)

第 3 条 委員会は、30 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市議会議員
- (4) 行政関係職員
- (5) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、基本構想等の策定終了までとする。

(報酬)

第5条 委員は、非常勤の特別職とし、報酬の額は北名古屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年北名古屋市条例第44号）の別表「その他の委員」に準ずるものとする。

（委員長及び副委員長）

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、初回の委員会については、市長が招集する。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、北名古屋市建設部及び財団法人愛知県都市整備協会まちづくり事業部において処理する。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。